

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange

名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

今号の記事

■ 特集 アジアにおける立憲主義

- アジアにおける立憲主義の諸相
—アジア的「文脈」とその論理— 2頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 教授 佐藤史人
- メルボルン大学ロースクールでの
客員研究員滞在記 4頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 イスマトフ・アジズ
- ミャンマーにて
憲法裁判所ワークショップを開催 5頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 講師 牧野絵美

■ TOPICS

- セミナー「外国人材受入に関する法務」 6頁
センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
- 日本語現地講師研修 7頁
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 瓦井由紀
- タシケント国立法科大学教員研修
ウズベキスタン法学教育円卓会議
Uzbek-Japan Academic Forum 8頁
- 私が体感したカンボジア 9頁
名古屋大学 法学部1年 山口翔大
- 日本とウズベキスタンとの架け橋へ 10頁
第73期司法修習生 岸本健
- 連携企画「法整備支援シンポジウム」
司法の汚職について考える 11頁
名古屋大学大学院法学研究科 博士課程2年 ミアン・ピッチダビナー
- 日露模擬国際商事仲裁の嚆矢 11頁
名古屋大学大学院法学研究科 博士課程1年 柴田正義

■ アジア法・法整備支援研究の最前線

- ウズベキスタンにおける
行政法分野の法整備支援の今 12頁
名古屋大学大学院法学研究科 教授 市橋克哉

■ New モンゴル便り

- モンゴルの不思議なクリスマスのルール
…異国文化が根付くとき 14頁
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 八尾由希子

■ センター長便り

- 多くの方々に支えられている
日本法教育研究センター (CJL) 16頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 藤本亮

■ 行事など

- 18頁

No.44

2020.3.31

アジアにおける立憲主義の諸相 —アジア的「文脈」とその論理—



名古屋大学
法政国際教育
協力研究センター
教授

佐藤 史人

■ 全体会議の概要

2020年1月25日および26日にアジアの立憲主義をテーマとして、全体会議が開催されました。本年度は、鮎京正訓名古屋大学名誉教授が研究代表者を務める科学研究費補助金（B）「ASEAN共同体発足と異形の『憲法』像の登場」の助成を得たほか、日本学術振興会研究拠点形成事業（B）アジア・アフリカ学術基盤形成型「アジア型立憲主義の解明—人権保障と法的安定性強化のための研究ネットワーク」のシンポジウムとしても位置づけられています。こうした助成のもと、東アジア、東南アジア、オーストラリア、ユーラシア諸国、ドイツから招聘された研究者が一堂に会した本年度の会議は、「全体会議」の名に相応しい国際色豊かなものとなりました。

1日目は、アジアの経済的先進国である日本、韓国、シンガポールの立憲主義の展開と特徴が検討され、2日目午前はASEAN地域が、同日午後はユーラシア地域の体制移行諸国がそれぞれ検討対象となりました。

第1セッションはCALEの松尾陽教授司会のもと、愛知県立大学日本文化学部の川畑博昭教授が日本を、韓国法制研究院のジャン・ミンヨン研究員が韓国を、シンガポール国立大学法学部のティオ・リアン教授がシンガポールを対象として、各国の現行憲法体制の「原点」を確認しつつ、それが各国の憲法の「現点」にどのように反映しているのかが検討されました。第2セッションは、法学研究科の小畑郁教授の司会により、ニューサウスウェールズ大学法学部のメリッサ・クラウチ教授が東南アジアの立憲主義に関する総論的報

告を行ったほか、アンダラス大学法学部のフェリ・アマサリ講師がインドネシアを、ト・ヴァン・ホア准教授がベトナムを、ヤンゴン大学法学部のキン・キン・ウー教授がミャンマーを対象として、それぞれの国の憲法発展の現状が報告されました。第3セッションは、法学研究科の愛敬浩二教授の司会のもと、メルボルン大学法学部のウィリアム・パートレット准教授が旧ソ連諸国の立憲主義の全体動向の分析に関する視座を提供したほか、サンクトペテルブルク大学のアンナ・グリツェンコ准教授がロシア、CALEのアジズ・イスマトフ特任講師がウズベキスタン、モンゴル国立大学法学部のガンガバートル・ダシュバルバル教授がモンゴルに即して、体制転換に伴う憲法秩序の変容と現在の課題について論じました。

■ 「アジア型立憲主義」への視座

会議の主要な論点は、「アジア型立憲主義」にどのようにアプローチするかにありました。各国の文化、価値の多元性を無自覚に喧伝すれば、樋口陽一氏が指摘する「西洋化ぬきの近代化」のような問題に遭遇します。強権的支配の正当化という弊に陥らず、他方で、クラウチ教授が報告内で指摘したような「ユーロ・アメリカン・バイアス」を前提とした枠組みでは拘うことのできないアジア型立憲主義の特徴をどのように把握し、論じることができるのか。こうした問いが、本年度の会議の通奏低音の一つであり、この問題を考えるにあたって主催者側が提起した視点は、アジア諸国において、これまで「誰を統制しようとしてきたのか」という歴史的な文脈を確認することを通じて、各国の立憲主義の特色ないし「論理」を明らかにするというものでした。

会議では、アジア的価値と開発・権力の関わり、儒教思想の影響、法整備支援における西欧のドナー国とレシピエント国の関係の評価といったアジアを考える上で不可欠の論点をめぐって活発な議論が行われまし



全体会議の様子

た。報告者の全体的なトーンは「アジアの特徴」「アジア的価値」の評価には慎重であり、「アジア型立憲主義」概念を積極的に定義しようとする試みも見られませんでした。そのため、規範的なアジア型立憲主義概念が提起されることを期待した一部の参加者にとっては、「肩すかし」の感を抱かせたかもしれません。とはいえ、全体を通じて、「アジア型立憲主義」を検討するための様々なヒントを得ることができたように思われます。

一例を挙げれば、「司法立憲主義」を超えた視野の重要性があります。1989年を一つの契機として、立憲主義の「普遍性」が語られた際、そこで主なモデルとして念頭に置かれたのは、司法による政治の統制、すなわち、ジュリストクラシーとも呼べるものでした。第2セッションのいくつかの報告は、各国の司法制度の改革を跡づけるものであり、こうした視座の有効性を改め確認させてくれるものでしたが、他方で、司法への権力の移動という枠組では隠れてしまう問題もあります。この「視野狭窄」は、今日、中東欧諸国における立憲主義の後退との関係でも問題とされていますが、市場経済移行国を抱えるアジアにとっても無縁ではないでしょう。この点に関わって、日本とシンガポールに関する報告は、それぞれ司法とは異なる領域に光を当てつつ、各国の立憲主義の特質を論じる興味深いものでした。例えば、川畑教授の報告は、天皇制と平和主義という憲法の「原点」が行き着いた「現点」を「皇室平和主義」概念のもとで押さえつつ、今日の日本が抱える立憲主義の問題状況をあぶり出しています。そこでは、司法とは異なる視野から立憲主義を押

さえる「異端な」アプローチが取られていますが、かえってそのことによって、西欧的立憲主義の後追いとは異なる展開を進むアジア諸国と日本との比較を可能にする「共通性」が示唆されているようにも感じられました。このほか、詳細に論じる暇はありませんが、シンガポールの憲法秩序を分析するコンセプトとしてリアン教授から提起された「関係的立憲主義」、あるいはモンゴルなど旧ソ連と深い関係を持つ体制移行諸国を分析する視座として第3セッションのコメントーターのキューパー教授（ドイツ・東欧法研究所）により示唆された「脱植民地化」と立憲主義という視点もまた、今後の共同研究の発展に向けた「導きの糸」となりうる魅力的な問題提起でした。

本年度の会議は、各国の招聘者がセッションの内外で活発に意見を交換し、参加者間の新たな交流が進んだ点が印象的でした。全体会議の基礎となったアジア型立憲主義の研究プロジェクトは、本年度を含めて3年計画で行われ、今後もCALEを結節点に共同研究が続けられます。その際に、こうした密度の高い知的交流の経験は、「アジア型立憲主義」の解明をさらに進めるうえでの貴重な基盤となるでしょう。海外招聘者をはじめとする報告者、参加者からの多大な協力を賜ったことで、本年度の全体会議は、アジア立憲主義の共同研究のさらなる発展を予感させる充実した2日間となりました。



報告者との記念撮影

メルボルン大学ロースクールでの 客員研究員滞在記



名古屋大学
法政国際教育
協力研究センター
特任講師

イスマトフ・アジズ

■ はじめに

メルボルン大学ロースクール（MLS）は、オーストラリアの中でもトップクラスのロースクールであり、アジアの学生や研究者にとって、法律分野で研究を行うのに魅力的な大学です。MLSは、設立から長い歴史があり、様々な研究プロジェクトや国際的な学術ネットワークを有する多くの法学研究センターがあります。私は、2019年9月の1ヶ月間、MLSの客員研究員としてメルボルンに滞在し、中央アジアの比較憲法の研究を行いました。CALEの学術交流協定締結先であるアジア法センターや比較憲法学研究センターとも交流をしました。

■ 研究報告会—ウズベキスタンにおける憲法理論

滞在中、MLSのConstitution Transformation Network（ConTransNet）の研究者向けに、中央アジアにおける憲法理論と社会主義の遺産に関する2つの特別セミナーにて研究報告をしました。ウズベキスタンを事例として、社会主義国の憲法の基本概念について話しました。人民の代表である議会が制定した法律の違憲審査をすることは、社会主義理論の中では、人民の意向にそむくブルジョア的な概念とみなされていました。そのため、社会主義時代末期に、ウズベキスタンでは、議会の諮問機関として憲法監督委員会が設置され、違憲審査が行われました。ここで特筆すべきは、憲法監督委員会は、国家による人権侵害に対して介入する特別な権限が付与されていたことです。基本的には、違憲審査は社会主義の考え方には相容れないものですが、ウズベキスタンでは、どのように西洋的憲法価値を受容し、その方向性を定めていったのかについて話し、旧社会主義国での憲法制定の課題を示しました。社会主義の遺産は、一般的に理解されているよりもはるかに複雑です。このソ連時代末期のウズ

ベキスタンの事例は、ソ連崩壊後に憲法裁判所を設置したが、ほとんど機能していない旧ソ連諸国の違憲審査制度を再考する参考になるのではないかと考えています。

私のメルボルンでの研究は、歴史的な議論を見ながら、ウズベキスタンにおける違憲審査制度に焦点をあて、その他の旧ソ連諸国の憲法裁判所との類似点を分析しました。例えば、ロシアやウズベキスタンでは、ポピュリスト的な考えにもとづき、時折、憲法裁判所は社会権を保護する判決を出します。こういった判決は、自由権よりも社会権を重視した社会主義時代の名残であり、これが体制移行国の違憲審査の特徴であると考えています。

■ 比較憲法研究所とアジア法センター

メルボルン大学の比較憲法研究所は、憲法理論を研究し、憲法学・比較憲法学の専門知識を提供することを目的としています。また、アジア法センターは、1985年に活動を開始し、アジア法研究のためにオーストラリア国内で最初に設立された最大規模のセンターです。今回の滞在中、旧ソ連諸国の憲法を専門とするウィリアム・パートレット准教授と一緒に研究をすることができたことが、私個人としてもCALEのネットワークにも一番有益なことでした。また、オーストラリアの比較法・国際法を代表する学者であるシェリル・サンダース教授、ロースクール長でベトナム法を専門とするピップ・ニコルソン教授、アジア法センター長であり中国法の専門家であるサラ・ビドルフ教授などとも交流をし、非常に有益な1ヶ月を過ごすことができました。

〈原文は、英語。翻訳者：牧野絵美

（名古屋大学法政国際教育協力研究センター講師）〉



メルボルン大学の研究者との交流

ミャンマーにて 憲法裁判所ワークショップを開催



名古屋大学
法政国際教育
協力研究センター
講師

牧野 絵美

2019年10月22日（火）、ミャンマーのヤンゴン大学にあるミャンマー・日本法律研究センター（名古屋大学・ヤンゴン大学により共同設置）にて、ワークショップ“Emergence and Features of the Constitutional Review Bodies in Asia - A Comparative Analysis of Transitional Countries' Development”を開催しました。本行事は、ヤンゴン大学創立100周年記念のプレイベントとしても位置づけられました。

■ ミャンマー憲法裁判所

ミャンマーは、軍事政権からの民政移管を果たした2008年憲法のもとで、2011年に初めて憲法問題を独立に扱う憲法裁判所が設置されました。ミャンマー憲法裁判所は、憲法規定の解釈、法律等の合憲性の判断に加え、連邦・地方間で生じた問題などを解決する権限があります。抽象的違憲審査及び付随的違憲審査の双方の権限を有しておりますが、後者は、最高裁判所からの要請にもとづくものです。施行された法律のみが審査の対象となっており、法案や下位法令は審査の対象ではありません。

午前中は、ミャンマーの憲法裁判所に焦点をあて、3名の報告者に登壇していただきました。第1の報告者は、憲法裁判所のラ・ミョ・ヌエ裁判官です。同氏は、2013年に憲法裁判所裁判官に就任しましたが、現在2期目です。第2及び第3の報告者は、ヤンゴン大学のキン・ポン・ミン・チュ教授とキン・キン・ウー教授でした。ミャンマーの違憲審査制度の歴史、憲法裁判所の管轄権、これまでの判決が紹介され、ミャンマー憲法裁判所が抱える問題点が指摘されました。

■ アジア・ユーラシア諸国との比較

午後のセッションでは、他のアジア・ユーラシア諸国の違憲審査制度との比較検討を行いました。韓国については、ソウル大学のイ・ヒョオン教授に報告をし

ていただきました。韓国では、憲法裁判所が民主化に大きな役割を果たしましたが、政治問題が憲法裁判所に持ち込まれ、「政治の司法化」という問題も指摘されています。シンガポール国立大学からは、ジャクリン・ネオ准教授及びマーカス・テオ講師に参加していただきました。シンガポールは、コモンローの国であるため憲法裁判所は存在せず、通常裁判所が憲法問題を扱いますが、強権国家における違憲審査の意義についてご報告いただきました。

続いて、同じソ連の共和国であったロシアとウズベキスタンについて、それぞれCALEの佐藤史人教授、アジズ・イスマトフ特任講師により、報告が行われました。両国とも、ソ連崩壊後に憲法裁判所を設立しましたが、ロシアは、年間30～40件の判決が出され、多数の違憲判決が出されています。一方で、ウズベキスタンの憲法裁判所は、1993年の設立以降、いまだ20件未満のケースしか扱っておらず、その存在意義が危ぶまれています。

■ 課題

ミャンマーもコモンローの伝統を持ちながら、大陸法の伝統である憲法裁判所を導入しました。設立からまだ10年にも満たないですが、これまでに15件のケースしか扱っていません。ミャンマー憲法裁判所は、憲法裁判所の機能が国民に知れ渡っていないからだと説明しています。しかし、憲法裁判所へは、市民一般は直接提訴することができません。設立当初は、いくつかの違憲判断をしていましたが、議会との軋轢が生まれ、2012年の裁判官全員の弾劾事件後、司法の独立が危惧されています。本セミナーでは、ミャンマーの研究者から、憲法裁判所は法案の段階から審査できるようにしたかどうか、選挙関係の問題を取り扱うべきではないかななどの問題提起もなされました。



ワークショップの様子

セミナー「外国人材受入に関する法務」



センチュリー
法律事務所
弁護士

杉田 昌平

2019年11月28日に、名古屋大学アジア法交流館において、セミナー「外国人材受入に関する法務」が開催されました。セミナーは2部構成で、第1部では、元名古屋大学ウズベキスタン日本法教育研究センター特任講師社本洋典（現辻巻総合法律事務所・弁護士）から「新在留資格『特定技能』について」と題する講演が行われました。また第2部は、元名古屋大学日本法教育研究センターベトナム特任講師（現センチュリー法律事務所・弁護士・筆者）が「高度外国人材としての留学生の採用と受入体制の構築」と題して講演を行いました。

本セミナーには名古屋大学の教職員の他、名古屋大学の留学生に加え、企業からも多くの出席者を得ることができました。その背景には、日本が直面している少子高齢化に伴う働き手不足があるのだと思います。

少子高齢化が進む場面では、社会全体の人口の減少に先んじて労働人口が減少します。そのため、社会全体の求人需要が高まりながら働き手が不足するという事態が生じます。

このような背景にあって、日本では、2019年4月に新しい在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」を新設すること等を内容とした入管法の改正が行われました。改正入管法で導入された特定技能制度は、その制度目的に「中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築すること」と記載されているとおり（平成30年12月25日付閣議決定「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」1頁）、働き手不足のために諸外国から働き手を招き、産業及びサービスの現場で就労してもらう

ことを意図した制度です。

また、特定技能制度と同時期に「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」という留学生を中心としたいわゆる「高度人材」が活用する在留資格についても申請しやすくなるよう改正が行われ、2019年5月には「特定活動（本邦大学卒業者）」が新設されました。

本セミナーでは、第1部及び第2部を通じて、特定技能制度及び高度人材に関連する出入国関係法令及び労働関係法令についての現状報告が行われ、会場からも多くの質問が出され、この分野の注目度の高さを感じました。

これまで外国人雇用に関する法令は、出入国関係法令・労働関係法令・送出国の法令のそれぞれの間で断絶があったように感じます。しかし、日本の産業が、外国人がいないと成り立たなくなりつつある現状では、それぞれの法律・制度・実務を有機的に統合し、採用の起点から就労し帰国するまでの一連の過程を公正であるようにしなければなりません。このような採用の起点から帰国までの一連のクリーンな過程を、企業だけではなく、製品やサービスの購入者である消費者も求めていくべきだと思います。この“社会的責任のある採用”と呼べるような公正な人の国際移動を実現するには、産学官が連携し、これまで光が当たってこなかった点にも光を当て、透明度を高める調査研究が行われるべきだと筆者が考えています。

今回のセミナーがそのような調査研究のきっかけになることを祈念します。末尾になりますが、お力添え頂いた名古屋大学及び企業の皆様にお礼を申し上げます。



セミナーの様子

日本語現地講師研修



名古屋大学大学院
法学研究科
特任講師

瓦井 由紀

2019年12月6日から11日、ベトナム、ハノイで日本語現地講師研修が行われました。12月6日、ハノイセンターにて、愛知県立大学教授の宮谷敦美先生に「日本語の授業の設計から検証までーハノイ大学日本語学部「国際ビジネス日本語」の授業実践を例にー」とう題で講義していただきました。12月7、8日はタンロン大学にて開催された言語文化教育研究会第7回研究集会「学習者・教師の学び合い」に参加し、センターの講師たちが発表を行いました。そして、12月10、11日はハノイセンターに戻り、奥多摩日本語学校主任の平澤栄子先生から「プロジェクト型授業のためのコースデザイン・環境設計ー学習者主体の実践を目指してー」というテーマのお話を聞いた後、グループワークを行いました。日本法教育研究センター（CJL）関係者以外のベトナム教育機関からの参加者も含め、6日は16名、10、11日は23名の参加がありました。

■ 日本語教育におけるコースデザイン

コースデザインにおいては、調査・分析が必要であり、教育機関、教育方針、設備、授業担当者、学習者をまず知ることが重要です。そして、学者のニーズ調査・分析とレディネス調査・分析（学習者にできること）を基にコースの目標を決めていきます。更に、スケジュールや教材、教授方法を決め、シラバスを作成します。その後、教育を実施し、学習者からの授業評価、教師としての内省を行います。しかし、内省を通して、カリキュラムとシラバスの再考が不可欠です。理論的な内容に加えて、宮谷先生ご自身がハノイ大学日本語学部で実施されたコースデザインの事例を分かりやすくお話しくださり、受講者は真剣に自身のカリキュラムがどうであるかを振り返っていました。

■ プロジェクト型学習

奥多摩日本語学校ではITエンジニアとして社会で活躍できる人材を育成すること、ビジネスで使えるレベルの日本語力を養うことを教育目標としています。その教育目標を達成するために、プロジェクト型学習が用いられています。

プロジェクト学習とは、実世界に関する解決すべき複雑な問題や問い、仮説を、プロジェクトとして解決・検証していく学習のことです。学生の自己主導型の学習デザイン、教師のファシリテーションのもと、問題や問い、仮説などの立て方、問題解決に関する思考力や協働学習等の能力や態度を身につけます（溝上2016）。

同校で行われているこの学習法では、一般的な日本語教育機関が行っている読解、聴解、会話、文法などの授業は存在しません。常にプロジェクトを完成することが目標であり、その中では日本語のみならず英語でのコミュニケーションも含まれます。そのため、受講者からは驚きの声がありました。

この方法が成功している理由は、同校での学習者（留学生）がすでに自国でIT専門分野を大学で終了していること、日本でIT専門企業への就職が目標であることだと思われます。したがって、同校で行われているプロジェクト学習法を各自の教育機関で実施することは困難ですが、部分的に取り入れられるかと思いました。

今回の研修で学んだことを今後の各センターの教育に生かしていきたいと思います。

参考文献

溝上慎一・成田秀夫編（2016）

『アクティブラーニングとしてのPBLと探究的な学習

サブタイトルーアクティブラーニングが未来を創る』東信堂



プロジェクト型学習計画に関してグループワークの発表

タシケント国立法科大学教員研修

2019年11月20日から29日、タシケント国立法科大学の依頼により、若手教員3名に対して、教員研修を実施しました。藤本亮センター長、松尾陽副センター長、アジズ・イスマトフ特任講師などのCALE教員による日本の法学教育・法曹養成、日本法入門などの講義に加え、シラバスシステムなどICTを活用した学習管理システムを紹介しました。また、佐藤史人教授のゼミやアカデミックライティングなど、実際の講義も見学していただきました。

グローバル化が進展する中、ウズベキスタンの教育もそれに対応する必要がある、タシケント国立法科大学も、法学教育のグローバル化とICT化に熱心に取り

組んでいます。若手教員を海外に派遣し、海外の大学の経験を学び、そのノウハウを取り入れようとしています。参加した3名の教員は、期待以上の成果が得られたと研修を満足され、同大学のラヒム・ハキモフ学長からも大変高い評価を得ました。



教員研修の様子

ウズベキスタン法学教育円卓会議

上述の教員研修の期間中の11月22日には、タシケント国立法科大学ともテレビ会議を接続し、円卓会議“Characteristics of Legal Education in Uzbekistan and Challenges of Transition Period”を開催しました。冒頭でCALEのアジズ・イスマトフ特任講師により、ウズベキスタン法学教育の課題が指摘されました。タシケント国立法科大学は、海外の経験を多く取り入れています。例えばイギリスのケーススタディ学習を取り入れました。しかし、ウズベキスタンは大陸法系である上に、判例が十分に公開されておらず、この教育方法はうまくいっていません。1991年の独立後、法律家の重要性が高まり、5つの大学で法学教育が行われていたが、2013年に改革が

行われ、国際法を学べる世界経済外交大学を除けば、タシケント国立法科大学のみが法学士を提供しています。法学を学びたい地方出身者は、必ずタシケントに来る必要がある上に、高い授業料を徴収し学生を入学させるなど、商業化も進み、法学教育の質の低下が懸念されています。



円卓会議の様子

Uzbek-Japan Academic Forum

2019年12月18日、ウズベキスタン共和国のシャフカット・ミルジヨエフ大統領が、名古屋大学を訪問されました。名古屋大学は、2000年より法学分野でウズベキスタンとの学術交流を開始し、同年よりウズベキスタンからの留学生を受け入れ、積極的に同国との交流を行ってきました。同日、日本全国のウズベク留学生も加わり、名古屋ウズベキスタン友好協会などとともに、名古屋大学にて“Uzbekistan-Japan Academic Forum”を開催しました。同フォーラムでは、CALEの牧野絵美講師より、名古屋大学の法学分野での教育研究活動が紹介されました。

名古屋大学の約20年にわたる交流が契機となり、同日、名古屋市はタシケント市とパートナー都市協定を締結しました。今年の東京オリンピック・パラリンピックでは、名古屋市はウズベキスタンのホストタウンとなる予定です。



フォーラム参加者とともに

私が体感したカンボジア



名古屋大学
法学部1年

山口 翔大

■カンボジア短期派遣の概要

2019年9月2日から13日にかけて、学生8名、教員2名の10名でカンボジアへ短期研修に行く機会を頂きました。研修では主に学生の希望によって訪問先を決定し、王立司法学院、労働職業訓練省、プノンペン始審裁判所、JICAといった司法関係の施設や民主カンブチア時代の虐殺に関する施設、カンボジア特別法廷を訪問しました。また、王立法経大学の日本法教育研究センターの学生と交流し、一日ホームステイをさせていただきました。

■「現地に赴く」ということの成功と失敗

私はカンボジア協力平和研究所というカンボジア国内外の問題を研究しているシンクタンクへの訪問を希望しました。事前に研究所のウェブサイト、及びシンクタンクに関する文献を用いて情報を集め、訪問の際にする質問内容を準備しました。特に政府との関係性、及び法整備支援に対する外部からの捉えられ方について知りたいと考えました。こうした準備を行っていましたが、アポイントメントが取れず、プログラムの一環としては訪問できませんでした。しかし、どうしても行きたかったので、自由時間に1人で訪問して直接交渉することにしました。すると、すんなりと中に入れていただけました。その日は研究員の方は不在でしたが、スタッフの方に研究所内の見学の後、質問することができました。ですが、質問から新たに分かったことは多くありませんでした。私の英語力が足りなかったのが本当に聞きたいことをうまく聞けなかったためです。それでも、訪問したことでカンボジアのシンクタンクは日本と比べてもまだ規模が小さく、政治的不



カンボジア協力平和研究所

自由もあって発展途上であることなどがわかりました。そして、英語力と事前の準備の必要性、また逆に訪問に必要な条件が不十分な場合でもとりあえず行動することの重要性も感じました。これらのことが学べただけでも有意義でした。

■法整備支援はなんのためにあるのか

私はこの派遣の中で法整備支援の目的について考えさせられました。シンクタンクのスタッフの方は日本による法整備支援を知りませんでした。法整備支援が日本国民の税金で行われている以上、国益に資する必要があるといえます。支援によって関係強化を図ることはその方法の一つです。ただ、支援には人道的側面もあります。JICAの職員の方は法整備支援が直接日本の国益になるとまでは言えないが、やらなくてはいけないことだと仰っていました。恩を売りたいだけなら建物など、より目に見えやすい支援も考えられます。そうした支援ではなく法整備支援を行う意味はなんなのでしょうか。国益と人道的側面のバランスをどう取っていくべきなのでしょう。今一度問い直してみる必要があると感じました。



VINAYA 法律事務所での集合写真

日本とウズベキスタンとの架け橋へ



第73期
司法修習生

岸本 健

■ はじめに

CALE Newsをご覧の皆様、初めまして。私は一橋大学法科大学院修了生の岸本健と申します。この度、私は、2019年10月1日から11日まで、ウズベキスタンの首都タシケントにあるタシケント国立法科大学において、CALE主催の日本法講師体験プログラムを体験してきました。このプログラムは、アジアの大学において当該大学の学生を相手に日本法の講義を行い、学生に対して自国の法制度との比較の機会の提供を通じて、当該国家の法整備支援をすることが目的です。今回私がどのような日本法の講義を行ったかという点を中心に、プログラムの内容を簡単に紹介させていただきます。

■ プログラムの内容

プログラムは日本法講義とその他課外活動の2つに大別されますので、この2点について御紹介します。

(1) 日本法講義について

私は日本法講義のテーマを決定するに当たり、日本においては既に議論の蓄積がある分野で、かつ、ウズベキスタンにおいてこれから議論が生じ得る分野について講義することこそが、法整備支援というプログラムの目的に適合すると考え、ウズベキスタンの法律状況についてリサーチをしました。リサーチの結果、ウズベキスタンで近い将来、これまで基本的に国有であった土地の私有化に関する法案の可決が見込まれるとことが判明しました。そこで、ウズベキスタンにおいて近い将来、土地の私有化に伴い、土地の所有権等に関する法的問題が増加すると考えました。そして、日本では土地所有権に関する法的問題の議論は既

に蓄積があるため、日本民法の土地所有権等の講義をすることにしました。具体的には土地の不法占有者に対して所有権や抵当権に基づいてどのような請求をすることができるか、土地が二重に譲渡された場合にどのようにして土地所有権の帰属を決するか、土地に抵当権を設定することの意義等を講義しました。私の授業には4年生や卒業生が参加してくださったのですが、どの学生さんも熱心に耳を傾けてくれ、またウズベキスタンにおける従前の土地に関する法的制度と比較を行っていました。授業後には学生さんが授業内容について質問をしてくださり、私自身も大変勉強になりました。

(2) 課外活動について

私は、プログラム期間中に、日系法律事務所、弁護士会、ウズベキスタン最高裁判所、JICA等を訪問しました。これらの訪問で特に印象に残っているのは、日系法律事務所と最高裁判所への訪問です。これらの機関には、タシケント国立法科大学の名古屋大学日本法センターの卒業生が在籍しておられ、日本法教育研究センターが日本とウズベキスタンとをつなぐ架け橋となっており、人材育成の観点からも法整備支援に役立っていると実感しました。

■ 最後に

私はプログラム期間中、日本法教育研究センターの学生さんに地元の美味しいレストランに連れて行ってもらったり、外出先で通訳をしてくださったりと本当にお世話になりました。私はこれらの交流を通じてウズベキスタンをとても好きになりました。今後も機会があれば、ウズベキスタンを訪れたいですし、またウズベキスタン法務に関わる仕事ができればと考えております。



ウズベキスタンにて

司法の汚職について考える



名古屋大学
大学院法学研究科
博士課程2年

ミアン・ピッチダビナー

■ シンポジウムの概要

2019年12月7日、慶應義塾大学において、連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2019」のシンポジウム「持続可能な開発目標と法整備支援：法整備支援を通じて、持続可能な開発目標の達成に向けて、どのように貢献できるか」が開催されました。メコン地域諸国のベトナム、カンボジア、ラオス、タイとミャンマーから来た大学生・大学院生が、各国が抱える課題を「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点から検討しました。発表者は、それぞれの国におけるSDGsの取組について発表を行いました。特に、SDGsのゴール16「平和と公正をすべての人に」およびターゲット16.5「あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減少する」

に関連して、各国における汚職とその対策に焦点が当てられました。発表の後、参加者で討論しました。

■ シンポジウムに参加して

全体討論のときに、司法の汚職についての議論と意見交換が盛り上がりました。汚職とは何か。司法の汚職はどのようなものを認めるか。法整備支援に携わる専門家や参加者からの講評とアドバイスがあり、汚職の問題を考える上で参考になりました。たとえば、裁判官の給料が低いために汚職を行ってしまう場合には、給料を上げる、あるいは、教育を改善することで問題を解決することができるのでしょうか。裁判官の身分保障の問題も汚職の問題とつながるでしょう。

また、「日本の裁判官は汚職をしない」と言われるが、どうしてそのような高い評価がなされるのか、裁判官の汚職に直面しているメコン地域諸国に対してどのように貢献できるのかについても、議論と意見交換が盛り上がりました。

一方で、各国の発表者はそれぞれの国における問題点を取り上げたが、SDGsの達成に向けて法整備支援がどのように貢献できるかについては十分に取上げられず、疑問が残りました。

日露模擬国際商事仲裁の嚆矢



名古屋大学
大学院法学研究科
博士課程1年

柴田 正義

2019年10月31日、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）より助成を受け、ロシア・サハリンで開催された「日本とロシアの模擬国際商事仲裁」に参加しました。日本側から日露法律家協会の川村明弁護士、小川晶露弁護士、中野由紀子弁護士、長友隆典弁護士、竹内大樹氏（神戸大学大学院博士課程）、私が参加しました。竹内氏と私は、日本企業の代理人として弁論を行いました。

本件は、ロシア企業と日本企業の間で締結されたウニの売買契約を、ロシア企業から輸入されたウニが新鮮でないことを理由に解除するよう日本企業が主張して提訴した事案です。論点は、1. 仲裁条項の準拠法規定がない場合の解釈、2. 契約上、ロシア仲裁セン

ターが仲裁の権限を有するか否か、3. 仲裁人と日本企業の過去における一定の関わりが忌避事由に該当するか、でした。私たちは、Contra Proferentem原則、利益相反に関するIBAガイドライン、黙示の合意に関する連邦最高裁総会決定、連邦国際商事仲裁法、ロシア仲裁センター規則、判例などを参考に立論しました。

翌日にはコノヴァロフ司法大臣が円卓会議を開催し、法分野における日露間のさらなる交流のため、双方の法的資料と人的交流を促進する必要があるなどの意見交換がなされました。

本イベントは、日露の学生間がロシア語で仲裁を行う初の試みであり大いに盛り上がりました。今後も、法分野を中心とする日露交流にこれまで以上に尽力していきたいです。最後に、このような機会を設けてくださった日露法律家協会の先生方、支援くださったJIDRCに改めて謝意を表したいと思います。



カンファレンス終了後の集合写真

ウズベキスタンにおける 行政法分野の法整備支援の今



名古屋大学大学院
法学研究科
教授

市橋 克哉

アジアの市場経済移行諸国では、行政法の法典化がブームとなっています。例えば、中国における行政訴訟法全面改正（2014年11月）、モンゴルにおける一般行政法の制定（2015年6月）および行政訴訟法の全面改正（2016年2月）、ベトナムにおける一般行政法（または行政決定手続法）草案作成（2018年12月国会で廃案）等です。

ウズベキスタンもその例外ではありません。前大統領時代に停滞していた行政法の法典化は、ミルジヨーフ大統領のもとで、一気に進展しています。行政裁判所が設置され（2017年6月）、そして、行政訴訟法典および行政手続法が制定され（2018年1月）、中央アジアでもっとも行政法改革が進んだ国になっています。

市場経済の基盤づくりとして民事法から始まった法典化は、21世紀に入り私法から行政法の分野へと進んでいます（①市場の公正さの確保のための行政法の法典化）。

そして、ウズベキスタンの行政法の法典化には、日本のJICA・法務省・名古屋大学、ドイツのGIZ、UNDP等がコミットしており、一国の枠を超えたグローバル空間においてドナーとレシピエントが協働するなかで進行する法典化となりました。（②グローバル空間と接合して進む行政法の法典化）。例えば、JICAは、2005年から2012年まで、行政手続法草案作成支援のプロジェクトに取り組み、わたしたちもこのプロジェクトに加わり行政法分野における法整備支援の活動に従事しました。

さらに、法制度、法実務および法理論の蓄積を踏まえた法典化が「常道」だとすれば、この「常道」を進

むのではなく、まずは「法典化」ありきで始まる法典化となっています（③法制度、法実務および法理論の蓄積を欠いた「逆立ちした法典化」、そして、「行政法事始め」としての法典化）。

わたしたちは、JICAプロジェクトを行うなかで、たとえそれが「逆立ちした法典化」であったとしても、まずは法典化が進み実現すれば、行政法に新たな変化をもたらす可能性がある、かなり楽観的に考えていました。

当時、例えば、次のようにわたしたちは考えていたのです。

第一に、法典化は新しい理論と実務の生成を準備し、法改革のプロセスに弾みをつける（法典化の改革推進機能）。

第二に、行政法の法典化は、日本・西欧からみれば、慣れ親しんだ普遍的な基本原理、基本概念および基本制度を実定化した一般法を制定するものだが、市場経済移行諸国にとっては馴染みのないものを外生的に受容・実定化し、これを新たに運用し、理論化する道を開く（法典化のイノベーション機能）。

第三に、法典化により生まれた行政法の一般法は、関連する多数の個別法を横断的に規律する。そして、汎用可能なモデルとなって、その適用範囲を超えてその他の法典化（例えば、行政手続法の制定から行政訴訟法の制定へ）を促す。この結果、体系的に新しい行政法の生成を準備し、方向づけるものとなる（法典化の嚮導機能）。

第四に、行政法の法典化は、ソ連時代の旧制度を廃止するのみならず、それと断絶した新制度を受容するものであるため、参照する法は西欧・日本の行政法、とくにドイツ行政法が「模範」となる（法典化の継受機能・モデル機能とベンチ・マークの西欧、とくにドイツへのシフト）。

わたしたちは、これらの諸機能が発揮されて、「逆立ちした法典化」が、行政法の理論と実務に積極的な変化をもたらすであろうと考え、新しい行政法の登場に期待したのでした。

しかし、日本の法典化の歴史を振り返り「法学なき法典化」の後、紛争が、裁判を使わず、裁判所でも民法によらないで、取引の「常識」に基づく話し合い「和解」で解決されることが多く、日本人は西洋式法律を嫌ったという、内田貴の主張に接するとき（『法学の誕生』（筑摩書房、2018年））、そして、ウズベキスタンでは、法典化後の実務が法典化前と変わらず、例えば、行政手続法が機能不全に陥っている現実をみると、さらに、この「法の失敗」の克服をめざすものの、法運用支援プロジェクトが（かつてのJICAプロジェクトを引き継ぎ、現在、法務省法務総合研究所国際協力部は、行政手続法の運用に役立つ「実例」を盛り込んだ『解説書』作成の支援プロジェクトを行っています。）、法典化支援以上に困難な課題に取り組むものとなっているという現実と直面するとき、「法典化が実現すれば…」という、当初の「期待」の甘さ（必要条件ではあるが十分条件ではない。）が反省されます。そして、この反省を踏まえると、そこには、新たな課題もみえてくるのです。

市場経済移行諸国の法律家にとって、行政法の法典化、例えば、行政手続法が盛り込む行政法の法原理（例えば、比例原則、信頼保護の原則等）や法概念（例えば、行政行為、事実行為等）とその背景にある法理論は未知のものです。これらの法原理や法概念を解釈し運用する経験もないのです。それらは、日本・欧米から外生的に実定化したものです。そのため、行政法の法典化が、まずは新しい行政法の一般制度を設けたという限りで、すなわち、出発点としての「行政法事始め」の成果であるにすぎないということは看過すべきではないと、わたしたちは考えるようになりました。行政手続法の制定が成就したとしても、行政手続法を用いた法実務（解釈）とこれを支える法理論（解釈学）の生成・発展が見込めるかどうかは、それ自身独自の重要な問題として考えなければならないということに認識するようになりました。

法典化と法実務（解釈）・法理論（解釈学）との間には、内田が述べるように、大きな「知的ギャップ」が横たわっています。行政手続法の運用支援を始めて、このギャップについて身をもって体験しているわたしたちは、新たな危機感さえもって行政手続法の運用支援に取り組んでいます。

日本の歴史を振り返り、内田は、法典自体の受容と比べると法典の法解釈を可能とする法学の受容はさら

に難しいと述べています。すなわち、「法典を運用するには、法典の背後にある法的思考様式を身につけた法律家を養成しなければならない。そのためには、法律家を自前で養成するための、自国語で表現された法学が必要であり、それを生み出せる自国の学者が必要である。自国語で法学の研究や教育に従事する法学者が誕生したとき、はじめて、法学の受容が成し遂げられたといえることができる。しかし、法学の受容は、西洋とは異質な文化的土壌においては、容易なことではない」（内田、351頁）。

法典化によって登場した法制度を橋頭堡として、まずは、これもまたプリミティブなもののですが、例えば、法実証主義的解釈の普及と概念法学の生成をめざす「行政法解釈（学）事始め」にむかって、ウズベキスタンの法律家は、これから新たな挑戦をしなければなりません。法典化という産みの苦しみの後、法実務とそれを発展させる法理論の形成というより厳しい「成長の苦しみ」と向き合い、それと格闘することになります。

法典化後の法運用支援を行いつつ反省するわたしたちも、西欧・日本の法解釈学（古典的な概念法学から目的論的解釈、利益衡量論に至るまで）の受容を思考する能力をもつ法律家の養成がかなめであると考えています。法典化後の今、わたしたちが大学で養成することが求められている法律家は、「異なる世界観の接合」による自らのそれとは異質な法学、とりわけ法解釈学の受容を思考する能力を有する者だと考えています。

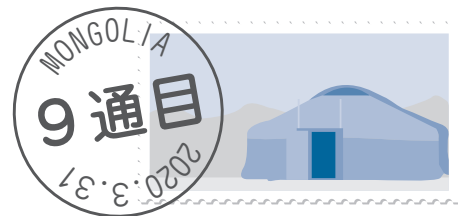


戦略研究センター（タシケント）における行政法セミナー



法務省（東京）における行政法セミナー

New モンゴル便り



モンゴルの不思議なクリスマスのルール

日本人はよく自分たちを評して、「意味も考えず外国文化を取り入れる国民だ」と言います。しかし、モンゴル人も外国から来たものの受け入れに柔軟な人たちです。この原稿を依頼されたのがちょうどクリスマスの時期、日本と同じくイルミネーションが輝く街を歩きながら、キリスト教由来のこのお祝いが、同じアジアの2国でこうも違って根付いているのはどうしてだろう、異国のものを取り入れる人々の力とは何と興味深いのだろうと考えていたことから、取り上げてみることにしました。

■ 子どもたちの家に来ないサンタクロース

まずは、このイベントが共産主義時代のソ連からモンゴルにもたらされたことを理解しなければなりません。ソ連はクリスマスから宗教色を取り除いてお祝いすることを人々に許可したと聞いています。それがそのままモンゴルに伝わったため、「クリスマス」ではなく「シン・ジル（日本語で「新年」）」と呼ばれ、12月中旬から大みそか・元旦ぐらいまでを含む期間を指す言葉として定着しました。そして、日本でおなじみの赤い服のサンタクロースもトナカイもモンゴルには来ません。来るのは、これもロシア起源の白または青いガウンを着た「冬の老人」です。「雪の娘」という少女を数人連れて杖をつきながら後述するパーティー会場に現れ、「いい子にしていたかい？」と聞きながら出席者たちにプレゼントを配るのです。

■ パーティーは職場の一大行事

この時期、シン・ジルと称した職場あるいは学校のパーティーが開催されます。女性は全員「今日の主人公は私」とばかりに盛んに着飾って現れ、会場はまるで紅白歌合戦の出場歌手たちが勢ぞろいしたかのような華やかさです。テーブルの上にはビール、ウィスキー、ウォッカ、ワインなどが並び、前菜、肉料理1、肉料理2、デザートという、いささかヘビーな料理を楽しみ、ワルツからヒップホップまで大音響の生歌や生演奏で踊り、各部署で出し物を披露し、その年の最優秀



モンゴル国立大学のパーティー

社員を表彰し、プレゼント交換をし、飲み、笑い、とにかく派手にエネルギーに騒いで1年の最後を締めくくるわけです。（写真はモンゴル国立大学主催のシン・ジルでの一コマ。生バンドの演奏に合わせて教授も秘書も事務員も踊っています。）また、おもしろいのは、パーティーの中盤にシャンパンでの乾杯タイムがあり、その乾杯をもって「シン・オニー・メンド・フルギー（新年おめでとう）」という挨拶をお互いに交わさなければならないことです。元旦でもないのに年が明けたような祝賀感が会場に満ちあふれ、外国人は戸惑ってしまいます。

■ プレゼント交換はおとなの楽しみ

パーティーの1週間程度前から「モニタ」というプレゼント交換が職場で開始されます。このモニタという言葉、何となく外来語に思えるのですが、誰に聞いても由来を知らない謎の習慣です。どのような方法かというと、モニタ係がプレゼント交換のペアを決めてくれるので、その相手に自分のことを明かさないうに数回にわたって小さなプレゼントを贈ります。そして、逆に誰からか明かされないままプレゼントが同じく数回自分の元に届きます。誰がプレゼントを贈っているのか推理し、その人に対してやや高価なお返しのプレゼントを準備し、シン・ジルのパーティーで最終的にご対面、お返しをするという段取りです。この、贈り主を推理するのもシン・ジルの一つの楽しみなのだとか。

…異国文化が根付くとき



名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師

八尾 由希子



クリスマスツリーに供えられたお金

■ お金の生るクリスマスツリー

クリスマスツリーを飾っているお宅を訪れた人は、写真のようにツリーに数十円から数百円程度のお金を供えなければなりません。お金は最終的に集められ、その家庭の子どもたちにお年玉として分け与えられます。

このように、何かが全く文化土壌の違う場所へ伝わった時に、どんな奇想天外な解釈をされ、受け入れられたり拒まれたりしながら想像の斜め上を行く形で定着し、また進化していくのかということは誰にも予想がつきません。日本語教育もある文化の種を異なる文化を持つ人の中にまく作業のように感じることがあります。まかれた種はその人の中で芽吹き、内的・外

的環境に応じてそれぞれの成長を遂げ花を咲かせ、さらに進化していきます。しかし、そこにはクリスマスの違いのように、解釈の違いや受け入れの拒否があってもならない面があることも事実です。

例えば、写真は

日本法センターの学生がデザインしたクリスマスプレゼントのマグカップですが、サンタクロースが「明けましておめでとうございます」と言っています。この程度のことなら笑い話で済みますが、言葉の使い方に関する小さな誤解や間違いが積み重なると取り返しのできない事態に至る可能性もあるでしょう。しかしまた、その一方で、日本の国費で留学したモンゴル人たちが、「一生懸命日本語とその背景にある日本の行動様式を学び、日本の大学で学問を修め、日本の会社で働きながら企業文化を学び帰国した。しかし、モンゴルでは日本のやり方が一切通用しない。何のための留学だったのか。」と嘆いていたのを思い出し、日本語を介した人材育成とは何であろうかと堂々巡りのように考えさせられるのです。日本語教育とは言え、日本についてばかりでなく、自国について知る機会も持ち、様々な文化を相対的・複眼的に見て、笑ってしまうことがあればなぜ可笑しいのか、ぎょっとすることがあればどうしてなのか、お互いの立場から話し合える環境が何よりも重要なかもしれないと教師として思いを新たにしました。

さて、今年のモンゴル国立大学のシン・ジルでは、冬の老人が雪の娘とともになんと本物のトナカイを連れてやってきました。異文化の定着がまた一步進化したのを目撃できたと興奮した瞬間でした。



マグカップ

センター長便り

多くの方々に支えられている 日本法教育研究センター（CJL）



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター長
教授
藤本 亮

CALEと法学研究科は、海外拠点として7ヶ国8ヶ所の日本法教育研究センター（CJL）を運営しています。CJLは、その主たる使命とする「日本語による日本法教育プログラム」のみならず、名古屋大学の国際展開の海外拠点として機能しています。そのため、多くの関係者のみなさまが、CJLの活動の視察、あるいは教育研究プログラム実施の一環としてCJLを訪問されています。ここではこうした「海外拠点」としてのCJLの姿（の一端）をお知らせしたいと思います。

「日本語による日本法教育プログラム」は、日本語による日本法教育というユニークなプログラムです。

このCJLの「日本語による日本法教育」プログラムは、大学間協定に基づいて、タシケント法科大学（ウズベキスタン）、モンゴル国立大学法学部（モンゴル）、ハノイ法科大学（ベトナム）、王立法経大学（カンボジア）で展開しています。CJLのカリキュラムや運営自体は名古屋大学から各センターに派遣されている日本語一人と日本法一人ずつの特任講師に加えて、日本語教育については現地の常勤講師や時間講師の先生方、また日本法については現地の日系法律事務所の弁護士や日本から派遣される実務家・研究者によって集中講義形式で特別講義なども行われています。

このように常設の「人」と「場所」が現地にあることは、このユニークな教育プログラムを展開のみならず、文字通りの教育・研修や国際交流の「拠点」としてCJLが活用されることを可能としています。こうした視点から、2019年度の夏休みから秋学期の間に、どのような方が各センターを訪問されているのかをご紹介しますと思います。

カンボジアのCJLでは、名古屋大学法学部学生の研修（9月2～13日）、早稲田大学棚村ゼミ生の交流（9

月4日）、CJL第1期生のイェン・チョリダー氏（名古屋大学法学研究科後期博士課程）の特別講義（9月17日）、JICA長期派遣専門家でカンボジア派遣中の篠田弁護士（9月18日）、書家の伊藤吟雪先生による書道教室（11月18日～19日）、カンボジアを始めとする発展途上国支援を行っている公益財団法人CIESF（シーセフ）関係者の訪問（11月21日）、兵庫県立大学岩瀬氏の訪問（12月6日）、中央大学法学部学生とのZoom利用の交流（1月16日）、JICA・カンボジア日本人材開発センター（CJCC）日本語教師の訪問と授業見学（1月22日）、専門技術者アウトソーシングの（株）メイホーアディーボ右角氏訪問（1月24日）、日本への留学生に奨学金を提供してくださっているマブチ国際育英財団大中・平岡両氏の訪問（1月29～30日）がありました。

ベトナム（ハノイ）では、慶應義塾大学法科大学院修了生の加藤紗貴氏のインターンシップ受け入れ（8月5日～9月14日）、名古屋経済大学金村氏の研究調査訪問（9月10日～13日）、JICA/森島昭夫氏（名大名誉教授）の次期JICAプロジェクトに向けたヒアリング（9月18日）、武蔵野大学浅見氏のセンター教員へのインタビュー調査（9月19日）、TMI法律事務所小幡弁護士他関係者の訪問と授業参観（9月30日）、日越大学（日本の複数大学が協力して設置されたベトナム国家大学ハノイ校の修士課程プログラム）の栗飯原・松浪両氏授業見学（10月17日）、長島・大野・常松法律事務所弁



ハノイ法科大学40周年式典会場

護士7名のディベート授業参加(11月6日)、日本国際学校(ハノイ)からの見学者(11月22日)、野田朋子氏による国際養子縁組特別講義(11月7日)、目白大学池田氏(12月5日)、茨城大学八若氏(12月10日)、YUKI日本語センター柴田氏(12月13日)、兵庫県立大学岩瀬氏(12月18～19日)、小川敏夫参議院副議長含む参議院議員訪問団10名(12月19日)、日本国際学校藤野氏(12月23日)、十六銀行ハノイ駐在事務所川瀬氏(1月16日)など教育関係者を中心に国会議員も含めて多くの方が訪れています。また、11月8日にはハノイ法科大学に名古屋大学法学研究科から寄贈する日本法関係英文図書寄贈式、11月9日にはハノイ法科大学設立40周年記念式典に佐藤史人副センター長と私が出席し、ハノイ法科大学関係者との意見交換を行いました。

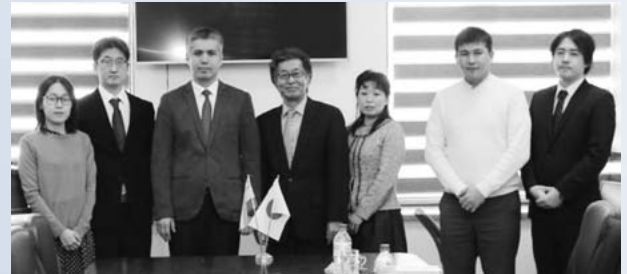


ハノイ法科大学40周年式典ネームプレート

モンゴルのCJLには、JICA・モンゴル日本人材開発センターの滝口良氏(9月5日)、Taka&Tomo日本語学校のバター氏と豊田廣幸氏(9月11日)、広島大学モンゴル研究センター所長佐藤暢治氏(9月25日)、ウランバートル国立大学日本学科アムガラン氏(9月25日)、福岡大学法学部蓑輪靖博氏の日本の商法についての連続講義(10月7日～11日)、在モンゴル日本大使館二等書記官山下章仁氏による2年生特別講義(11月28日)、モンゴル日本人材開発センター専門家滝口良氏(12月5日)、鳥取大学地域学部丸祐一氏(12月12日)と各大学・関係機関から訪問を受けています。

ウズベキスタンでは、瓜生・糸賀法律事務所 戸井弁護士及びセンター修了生でもあるノディル弁護士(9月13日)、CJLコンソーシアムの法科大学院生法学講師体験として一橋大法科大学院生岸本健氏受け入れ(10月2日-11日)、12月のウズベキスタン大統領来日に先立つ河村名古屋市長のタシケント市訪問に同行したZIP-FM DJのMEGURU氏による取材(12月16日)、JETROウズベキスタン事務所長高橋淳氏・JETRO奈良事務所長山本諭氏・同大西秀雄氏(12月24日)がセ

ンターを訪れました。1月28日から31日にかけては、松尾副センター長、瓦井特任講師と私の3人でタシケントに出張し、CJL学生向けの特別講義やCJL特任講師と協議を行い、またタシケント法科大学学長や関係機関とも意見を交換いたしました。



ハキモフ・タシケント法科大学学長とCALE/CJLスタッフ

このように、さまざまな日本と現地の関係者がCJLに関心を持っていただいております。またCJLの教育プログラムにもご協力いただいております。それゆえ、日本と各国の国際交流・支援事業にとって、そしてなによりもCJLで学んでいる学生たちにとって、関係者間の密接な情報共有や協力がますます必要なことが示されていると言えます。こうしたCJLの教育・研究や交流の「拠点」リソースとしての活用を、日本の大学間で共有していくためにCJLコンソーシアムが2017年に設立されたことはこれまでもお知らせしてきたところです。

CJLコンソーシアムは、法学教育支援を全国の大学や関係者が協力して行うことでより大きな成果をあげていこうという目的で設立されました。CJLコンソーシアムの会員資格は、大学部局あるいは大学単位の「団体正会員」(現在18大学・部局、年会費3万円)、CJLの活動に専門的に関心を有する研究者・実務家たる「個人正会員」(38名、同5千円)、CJLの活動を支援しようとする「団体協賛会員」(21団体、同1口3万円)と「個人協賛会員」(6名、同1口1000円)からなっています。(詳しくはCJLコンソーシアムのウェブページを御覧ください。<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/cjl-consortium/>)

CJLの主たる使命としての「日本語による日本法教育」は、日本法に通じた広い視野と深い学識を持った法律専門家の養成を目指すものです。多様なCJL訪問者からもみてとれるように、CJLを取り巻く日本と各国の国際交流はさまざまなレベルで(チャンネル)で行われています。そうしたチャンネル間の連携を深めるためにも、ぜひCJLコンソーシアムにご参加いただきますようお願いいたします。CALEといたしましても国際交流「拠点」としてのCJLを多くの方々に「活用」していただけるように今後とも務めてまいります。

行事(2019年10月～2020年3月) ※抜粋

国内開催

2019年

10月28日(月)	研究報告会 “Peace in Korean Peninsula and Unification of two Koreas - on a constitutional level -” 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階セミナールーム1	【報告者】LEE Hyowon (ソウル国立大学教授・CALE 外国人研究員)
11月16日(土)	(CALE共催)国際セミナー 紙と芸術表現 “ウズベキスタンのサマルカンド紙、イスラーム写本、ミニアチュールを知る” 主催：愛知県立芸術大学	【参加者】164名
11月21日(木)～ 11月28日(木)	タシケント国立法科大学教員研修 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階セミナールーム1ほか	【研修員】3名
11月22日(金)	円卓会議 “Characteristics of Legal Education in Uzbekistan and Challenges of Transition Period” 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム 共催：タシケント国立法科大学、名古屋経済大学、Uzbek Journal of Legal Studies	【報告者】Ismatov Aziz (CALE 特任講師)
11月28日(木)	(CALE共催)セミナー 「外国人材受入に関する法務 ―入管法改正にともなう新たな在留資格への対応―」 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム 主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム	【講師】社本洋典 (弁護士) 杉田昌平 (弁護士)
12月4日(水)	第4回アジア法整備支援特別講座 「社会主義体制と法入門」 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【講師】佐藤史人 (CALE 教授)
12月7日(土)	(CALE共催)法整備支援シンポジウム 「持続可能な開発目標(SDGs)と法整備支援」 (連携企画「アジアのための国際協力in法分野2019」) 於：慶應義塾大学三田キャンパス 主催：慶應義塾大学大学院法務研究科	【参加者】約50名
12月18日(水)	Uzbekistan Japan Forum in Nagoya 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【参加者】約70名

2020年

1月14日(火)	法廷通訳説明会 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【講師】板津正道・西脇真由 (名古屋地裁判事)
1月22日(水)	第5回アジア法整備支援特別講座 「ラオスの法と政治」 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【講師】棚橋玲子 (弁護士、元 JICA ラオス法整備 支援長期専門家)
1月24日(金)、 1月27日(月)	CALE特別講演会 “Legal Education in Germany”、“The German Impact on Japanese Criminal Law” gal Education in Germany 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【講師】Eliko Ciklauri-Lammich (マックスプランク外国刑法・ 国際刑法研究所プロジェクト リーダー)、Theodor Lammich (バーデンヴュルテンベルク州 立大学講師)
1月25日(土)～ 1月26日(日)	2019年度名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議 アジアにおける立憲主義の諸相―アジア的「文脈」とその論理― 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティフォーラム	【招聘者】12ヵ国より16名 【参加者】約100名
2月20日(木)	研究報告会 “The Constitutional-KHMER-ism : Khmer concepts of constitutionalism through historical and cultural trails 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【報告者】Taing Ratana (カンボジア憲法院事務総長・ CALE 外国人研究員)

海外開催

10月22日(火)	ワークショップ“Emergence and Features of the Constitutional Review Bodies in Asia - A Comparative Analysis of Transitional Countries’ Development” 於：ミャンマー・日本法律研究センター（ミャンマー・ヤンゴン大学内）	【報告者】 7名 【参加者】 約30名
12月7日(土)、 8日(日)	(CALE共催)言語文化教育研究会 第7回研究集会「学習者・教師の学び合い」 於：タンロン大学（ベトナム・ハノイ）	【参加者】 延べ400名

マックスプランク外国刑法・国際刑法研究所エリコ氏による講演会

ドイツより、マックスプランク外国刑法・国際刑法研究所プロジェクトリーダーのエリコ・チクラウリ・ラミッヒ氏及びバーデンヴェルテンベルク州立大学講師のテオドル・ラミッヒ氏をお迎えし、2つの講演会を実施しました。1つ目は「ドイツの法学教育」（1月24日開催）と題して、歴史を回顧しつつ現在のドイツの法学教育が抱える課題について紹介されました。2つ目は、「日本の刑法へのドイツ法のインパクト」（1月27日開催）と題して、明治期の日本の刑法典編纂においてどのようにドイツ法を受容したかについて紹介されました。



講演会の様子

ハノイ法科大学設立40周年を祝して図書寄贈

ハノイ法科大学は、旧名をハノイ法理大学と言い、1979年11月に設立されました。このハノイ法理大学は、政府の法制委員会管理の直属の法理高等学校とハノイ総合大学法学科を統合したものでした。その後、司法省の決定により、1982年10月11日に裁判所高等学校とも統合され、現在のハノイ法科大学となりました。

2019年11月10日、ハノイ法科大学にて、同大学設立40周年記念式典が開催されましたが、CALEからも、藤本亮センター長及び佐藤史人副センター長が出席しました。法学研究科及びCALEは、お祝いとしてハノイ法科大学に日本法に関する英文書籍21冊を寄贈し、ヴ・ティ・ラン・アイン副学長に目録を手渡しました。



図書目録授与

CALE外国人研究員紹介



イ ヒョオン
(Lee Hyowon) 先生

韓国 ソウル国立大学教授
2019年9月2日～2019年10月30日（2ヵ月）
研究課題：北朝鮮と韓国間の法的問題と平和と協力の課題



タン ロッタナー
(TAING Ratana) 先生

カンボジア 憲法院事務総長
2020年1月22日～2020年2月28日（1ヵ月半）
研究課題：カンボジア王国憲法院における核心的価値
—法の支配の尊重・独立の維持・中立性の確保—の向上に関する研究

CALE人事

- 【採用】 特任講師 吉川拓真（2020年3月16日）（ウズベキスタン・日本法教育研究センター勤務）
事務補佐員 大江千鶴（2020年3月1日～31日）
- 【退職】 特任講師 江原菜美子（2020年3月31日）（ウズベキスタン・日本法教育研究センター勤務）
事務補佐員 福島友佳（2020年2月29日）

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「タ・プロム遺跡」 (カンボジア、シェムリアップ)

傘谷祐之(名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師)撮影

アンコール遺跡群の1つであるタ・プロムは、12世紀末に仏教寺院として建築されました。往時は何千人もの僧が起居していたといわれています。この遺跡でもっとも目を引くのは、天に向かってそびえ立つ榕樹でしょう。榕樹は、種の状態では鳥によって運ばれ、遺跡の上で発芽し、現在では遺跡を踏みつぶさんばかりの大きさに成長しています。「諸行無常」「盛者必衰」を感じさせます。

